

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日（金）第3301号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の区域の変更（15件）（道路維持課取扱い） 1
○道路の供用の開始（10件）（道路維持課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町永野字井手 段5841番1地先から同町求 名字前田12966番2地先ま で	前	9.0～51.4	5,731.9
		薩摩郡さつま町永野字竹下 6860番1地先から同町求名 字前田12966番2地先まで	前 後	10.0～153.1 10.0～153.1	5,283.0 5,283.0

鹿児島県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	薩摩川内市百次町字野間口 347番3地先から同市百次 町字和田1695番1地先まで	前 後	6.6～9.5 10.5～19.1	345.4 344.7

鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市高江町字西ノ城 2562番1地先から同市高江 町字永江3805番2地先まで	前	6.8～31.0	3,137.6
			後	6.8～31.0	3,137.6
			後	10.7～43.8	3,059.3

鹿児島県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	志布志市有明町野神字堀切 4565番3地先から4564番1 地先まで	前	4.8～41.8	206.5
			前	19.9～47.7	174.0
			後	19.9～47.7	174.0

鹿児島県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	東郷西方港線	薩摩川内市湯田町字湯大丸 6777番5地先から同市湯田 町字多出迫6283番地先まで	前	4.5～28.6	699.1
			後	4.5～28.6	699.1
			後	9.5～87.3	591.0

鹿児島県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年3月31日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄宮ヶ原福 山線	曾於市大隅町月野字池尾 3651番3地先から同市大隅 町月野字下岡7049番1地先 まで	前	3.8～10.0	164.0
			前	7.5～26.0	140.0
			後	7.5～26.0	140.0

鹿児島県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字當 崎12230番1地先から同市 笠沙町片浦字市崎山12268 番1地先まで	前	9.2～57.8	336.3
			前	22.9～72.8	253.8
			後	9.8～59.3	336.3
			後	20.5～71.9	253.8
		南さつま市坊津町久志字平 尾1988番1地先から同市坊 津町久志字赤迫1952番地先 まで	前	9.4～33.1	168.1
			後	9.1～31.9	168.1
			後	8.7～39.4	159.9
		南さつま市坊津町久志字丸 木越1491番1地先から同市 坊津町久志字麻島1584番1 地先まで	前	11.2～36.7	120.7
			後	30.8～100.3	100.0
県道	霜出川辺線	南九州市知覧町西元字丸岡 4869番1地先から同市川辺 町本別府字柳村725番3地 先まで	前	4.8～31.7	372.1
			前	11.2～21.5	352.4
			後	11.2～21.5	352.4

鹿児島県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市坊津町久志字丸木越1491番1地先から同市坊津町久志字麻島1584番1地先まで	平成29年 3月31日
県道	石垣喜入線	南九州市穎娃町上別府字茶屋場4843番1地先から同市穎娃町上別府字松元5026番13地先まで	

	南九州市颯娃町上別府字下谷崎4958番1地先から同 市颯娃町上別府字下谷4955番2地先まで	
--	---	--

鹿児島県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2586番5地先から2584番2地先まで	前	5.0～26.0	980.0
			前	11.3～51.0	953.6
			後	5.0～26.0	980.0
			後	11.3～51.0	953.6

鹿児島県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2586番5地先から2585番33地先まで	平成29年 3月31日

鹿児島県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町690番8地先から1331番8地先まで	前	7.4～27.7	292.3
			後	8.1～27.9	278.0

鹿児島県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町690番8地先から1331番8地先まで	平成29年3月31日

鹿児島県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	串木野樋脇線	いちき串木野市浜ヶ城235番2地先から同市上名字瀬城作5050番4地先まで	前	9.4～30.2	1,096.6
			後	9.5～20.8	1,095.3
			後	15.0～45.2	1,101.9

鹿児島県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	串木野樋脇線	いちき串木野市浜ヶ城235番2地先から同市上名字瀬城作5050番4地先まで	平成29年3月31日

鹿児島県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	川内串木野線	いちき串木野市荒川字堂山平684番1地先から同市荒川字赤岩平40番1地先まで いちき串木野市荒川字堂山平682番1地先から同市荒川字赤岩平40番1地先まで	前	4.7～19.4	534.2
			前	8.7～105.8	850.2
			後	8.7～78.5	850.2

鹿児島県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	いちき串木野市荒川字堂山平676番1地先から同市荒川字赤岩平50番2地先まで	平成29年3月31日

鹿児島県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	栗野加治木線	始良市加治木町小山田字猪目田5830番地先から5832番地先まで	前	21.0～29.5	54.2
			後	20.8～31.0	54.2
	十三谷重富線	始良市北山字才田3772番地先から同市北山字下城3920番1地先まで	前	6.0～11.0	680.0
			後	6.7～16.8	680.0
県道	浦蒲生線	始良市蒲生町米丸字小池2873番1地先から同市蒲生町米丸字山口田1953番1地先まで	前	12.8～15.0	219.0
			後	11.0～14.0	219.0

鹿児島県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	栗野加治木線	始良市加治木町小山田字猪目田5830番地先から5832番地先まで	平成29年3月31日
	十三谷重富線	始良市北山字若宮脇3884番1地先から同市北山字下城3920番1地先まで	
	浦蒲生線	始良市蒲生町米丸字小池2873番1地先から同市蒲生町米丸字山口田1953番1地先まで	

鹿児島県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字狸ヶ 宇都5070番4地先から同市 東市来町養母字樋ノ唐3953 番1地先まで	前	6.5～19.0	311.5
			後	7.1～24.9	311.5

鹿児島県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字狸ヶ宇都5070番4地先から同 市東市来町養母字樋ノ唐3953番1地先まで	平成29年 3月31日

鹿児島県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内祁答院線	薩摩川内市樋脇町塔之原字 子田形3063番地先から同市 樋脇町塔之原字杉馬場2471 番4地先まで	前	6.6～18.7	1,105.3
			後	9.7～34.0	1,100.0

鹿児島県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内祁答院線	薩摩川内市樋脇町塔之原字子田形3063番地先から同市樋脇町塔之原字杉馬場2471番4地先まで	平成29年 3月31日

鹿児島県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字椿ノソウ14707番1地先から同町野間字吹揚14279番1地先まで	前	8.1～24.0	520.0
			前	11.0～31.0	529.0
			後	8.1～15.9	520.0
			後	10.9～35.0	529.0

鹿児島県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字椿ノソウ14707番1地先から同町野間字吹揚14279番1地先まで	平成29年 3月31日

鹿児島県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字宮藏49番地先から4番地先まで	平成29年 3月31日